

両立支援等助成金（介護支援取組助成金）Q & A
（支給要件見直しに係る旧要件に基づく取組の取扱いについて）

Q すでに、改正前の要件に従って実施済みの取組があるが、改正後の要件を満たさない。すべての取組をやり直す必要があるのか。

<ケース1> 1時間以上の社内研修を実施し、質疑応答も行っていたが、受講者数が雇用保険被保険者の8割に満たない。

(答)

社内研修未受講者に対して研修を実施し、受講を促してください。合計して雇用保険被保険者の8割に達すれば要件を満たします。

<ケース2> 社内研修を実施したが30分程度であり、質疑応答はしていなかった

(答)

追加で30分以上の研修を実施し、質疑応答の時間を設けてください（指定の研修資料については、説明等に1時間程度を要するという想定で作成されております）。追加研修の内容としては、①1度目の研修で簡略化した点があればその部分を補足する ②「制度設計・見直し」の取組実施により両立支援制度に変更があった場合はその内容を説明する、などが考えられます。

<ケース3> 社内研修を実施したが「アンケート調査」より前に行った。

(答)

「アンケート調査」の結果及び追加要件である「制度設計・見直し」の内容を踏まえて、改めて研修を実施してください。アンケート調査による実態把握結果、「制度設計・見直し」の内容などを踏まえて、より効果的な研修となるようにしてください。

<ケース4> 指定の資料により「相談窓口の周知」「制度の周知」を実施したが「アンケート調査」の前に行った。

(答)

「アンケート調査」の結果及び追加要件である「制度設計・見直し」実施後に、整備した制度を反映した内容で、改めて周知を実施してください。

<ケース5>「相談窓口の周知」において、氏名、電話番号、メールアドレスなど相談担当者が特定されていない。また、相談窓口担当者が社内研修を受講していなかった。

(答)

氏名、電話番号、メールアドレスなどを特定して再度周知を行ってください。「制度設計・見直し」の結果、制度が変わった場合は、その内容も含め再度周知してください。

相談窓口担当者が社内研修を受講していない場合は、改めて研修を実施し、受講してください。

<ケース6>アンケート調査、社内研修、相談窓口・制度の周知を旧要件の全てを実施済みだが支給申請をしていなかった。

(答)

取組の内容が、見直し後の要件、実施順序に沿っているかを確認のうえ、追加でまたは改めて取組実施のうえ、見直し後の要件を満たしたうえで申請してください。